

第三者行為の届け出を！

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(134・135)

◆第三者行為にあたること

- ・交通事故にあった
- ・傷害事件に巻き込まれた
- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・飲食店で食中毒にかかった など

■必要な書類

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 第三者の同意書
- (交通事故の場合)事故証明書
- 保険証
- 印かん

事故証明書は警察署で受領ください。

その他書類は国保係窓口または町ホームページに準備しております。右のQRコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。



■なぜ届け出が必要か？

第三者行為による診療は加害者が医療費を負担します。しかし、届け出がされないと、国保で医療費を負担することになります。届け出が遅れた場合も、国保から加害者への請求が遅れ、国保で負担した医療費が回収できない可能性があります。

結果、国保の医療費負担分が増え、**国保加入者の保険税の負担増加にも繋がります。**



上記に該当しても、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保で診療を受けられなくなる場合があります。

示談前に必ず国保係へご相談ください。

大崎町地域包括支援センターだより

問 大崎町地域包括支援センター
☎471-7828

◆暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「運転免許証自主返納推進事業」について取り上げてみたいと思います。

- 相談内容・・・高齢になり最近、物忘れが出始めてきた母が車をあちこちぶつけている様です。人の迷惑にならないようにと思い、免許証の返納を考えています。
- 対応策・・・1人で抱え込まず家族間で話し合ってみましょう。
警察署に安全運転相談窓口があります。また大崎町では、運転免許証自主返納推進支援事業があります。

◎『運転免許証自主返納推進支援事業』とは…

対象者

1. 運転免許を自主返納した時点で、大崎町内に住所を有する満75歳以上の方。
2. 有効期限のあるすべての運転免許証を自主返納された方。

※医療機関に入院または高齢者施設等に入所している方は申請できません。

支援内容

要件を満たした方(1人1回限り)に対し、1万円交付します(口座振り込み)。

申請期限は、運転免許証を返納した日から起算して1年以内です。

*他にも運転経歴証明書を提示すると、県下一円の旅館等(ホテル旅館業等の組合加入に限る)宿泊料金の1割引や地域によっては温泉入浴料の割引、商店街の買い物料金割引など、さまざまなメリットがあります。

申請の流れ

- ①本人が運転免許証有効期限内に警察に出向き(家族は不可)、自主的に免許返納。
- ②警察から運転経歴証明書(有料)、又は申請による運転免許の取り消し通知書(無料)の交付を受け、通帳の写しと一緒に総務課消防防災係に提出。

◎詳しくは、大崎町役場総務課消防防災係(内線213)までお問い合わせください。